

任意継続健康保険へのご加入を検討されている皆さまへ

平成30年10月よりご家族の方を扶養家族として 申請する場合の添付書類が変更になります

健康保険の扶養家族になるには、法律等で定められている一定の条件を満たすことが必要です。平成30年10月より、扶養家族の条件を満たしていることを、以下の証明書類で確認いたしますので、申請書と併せてご提出いただきますようお願いいたします。

添付書類について

《続柄が確認できる書類》

- 戸籍謄（抄）本、または続柄の記載された世帯全員の住民票（注1）
※在職時より引き続き扶養家族となる場合、添付を省略できます。

《収入が確認できる書類》

- 年間収入が「130万円未満（注2）」であることが確認できる所得証明書等の書類
※16歳未満の場合、添付を省略できます。
※学生でも16歳以上の方は、非課税証明書等収入が確認できる書類の添付が必要です。

《同居が確認できる書類（同居の場合）》

- 世帯全員が記載された住民票
※在職時より引き続き扶養家族となる場合、添付を省略できます。

《仕送り事実と仕送り額が確認できる書類（別居の場合）》

- 振込の場合：預金通帳の写し
- 送金の場合：現金書留の控え（写し）
※16歳未満または16歳以上の学生の場合、添付を省略できます。

注1）住民票は、被保険者（本人）と扶養認定を受ける方が同居している場合に限りです。

注2）認定を受ける方が60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満となります。

添付書類一覧

	在職時より引き続き扶養家族となる場合	新たに扶養家族となる場合
同居している 被保険者（本人）と	① 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など	① 身分関係（続柄）を証明する書類 戸籍謄（抄）本または続柄の記載された世帯全員の住民票 ② 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など ③ 同居していることを証明する書類 世帯全員が記載されている住民票
別居している 被保険者（本人）と	① 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など ② 仕送り額の確認できる書類 振込の場合：預金通帳等の写し 送金の場合：現金書留の控え（写し）	① 身分関係（続柄）を証明する書類 戸籍謄（抄）本 ② 収入を証明する書類 所得証明書、非課税証明書 など ③ 仕送り額の確認できる書類 振込の場合：預金通帳等の写し 送金の場合：現金書留の控え（写し）

Q&A

Q1 在職時より引き続き扶養家族となる場合でも証明書類は必要ですか。

- A 収入の確認できる証明書類および仕送りの確認できる証明書類（別居の場合）の添付が必要です。
※続柄および同居の確認できる証明書類の添付は省略できます。

Q2 扶養家族となる基準がこれまでと変わるのですか。

- A 扶養家族となる基準についてはこれまでと変わりません。

Q3 収入を証明できる書類がありません。申立書でもよいですか。

- A 証明書類から収入が基準額未満であるか確認するため、申立のみでは扶養認定を行うことはできません。
学生であっても16歳以上の方で扶養認定を受けるすべての方は、証明書類の添付が必要となります。収入がない場合は非課税証明書を添付してください。

○ご不明な点がございましたら、
協会けんぽ都道府県支部までお問い合わせください。



全国健康保険協会
協会けんぽ